

職員不正事案に関する報告書  
(最終報告)

令和3年12月17日

小美玉市職員不正事案検証等委員会

## 目 次

1	委員会の活動経過及び協議内容	1
2	起訴事案に関する調査	4
3	関連事案に関する調査	10
4	既に実施した再発防止に向けた取り組み	17
5	不正事案の検証結果及び各種調査結果に基づく問題点及び課題	22
6	職員不正事案再発防止に向けた取り組みについて	24
7	アドバイザーによる職員不正事案における総括	26
(添付資料)		
添付1	小美玉市職員不正事案検証等委員会設置規則	29
添付2	森林法 第10条の8 抜粋	31

## はじめに

元市職員（令和3年6月29日免職とする懲戒処分）を収賄側、元会社員を贈賄側とする本件贈収賄事件については、令和3年10月18日、水戸地方裁判所で行われた公判にて元市職員は起訴内容を認め、同年12月1日、同裁判所にて有罪判決が言い渡された。

小美玉市では、本件収賄事件に係る起訴事案の調査を行い、原因を究明するとともに、再発防止のための方策について検討を行うため小美玉市職員不正事案検証等委員会を設置し、約6か月にわたり調査・検討を実施した。

この最終報告書にて、小美玉市職員不正事案検証等委員会による起訴事案に関する原因の究明及び再発防止策の検討結果について報告する。

# 1 委員会の活動経過及び協議内容

## (1) 委員会設置の経緯

本件職員不正事案は、元市職員が内部情報を複数回にわたって元社員に提供し、その見返りとして、旅行代金を支払わせたとして、収賄の疑いで令和3年5月31日逮捕、同年6月21日起訴された。

この不正事案を受け、令和3年6月18日に「小美玉市職員不正事案検証等委員会設置規則」(P29 添付1参照)を公布、同月21日、規則に基づき委員会を設置し、本事案の原因究明及び現行制度の検証、再発防止策の検討を行うこととした。

## (2) 委員会の構成

委員会設置にあたり、どのような委員構成が望ましいか、市の顧問弁護士へ相談し、中立的立場での第三者性を確保するため、弁護士を委員会に入れるべきとの回答を得た。

また、職員の不祥事に関する委員会を設置している他自治体へ確認したところ、委員会の委員が職員のみの場合は、第三者性の確保が難しく、また、第三者のみで構成する委員会は委員の選出及び委員会立ち上げ及び審議に時間を要するとのことであり、早急な委員会設置と第三者性の確保の両立を図る趣旨で政策監を委員とし、公正・公平性を図るためアドバイザーとして弁護士に参加いただく委員会の構成とした。

### 委員会メンバー

委員長	： 副市長	岡野 英孝
副委員長	： 総務部長	磯 敏弘 (政策監)
委員	： 市長公室長	倉田 増夫 (政策監)
委員	： 企画財政部長	金谷 和一 (政策監)
委員	： 教育部長	中村 均 (政策監)
委員	： 秘書政策課長	倉田 賢吾 (政策監)

### アドバイザー

弁護士 村山 圭一郎 高井・村山法律事務所所属  
(No. 44841 第一東京弁護士会)

※アドバイザーは、第三者性を確保するため委員会に出席し、不正事案の原因究明及び現行制度の検証、再発防止策の検討に関して助言等を行う。

### (3) 活動経過及び協議内容

#### ①第1回委員会

日時 令和3年6月22日(火)

- 内容
- ・委員会の設置目的について再確認
  - ・委員会で実施する調査範囲は、起訴事案の原因究明及びコンプライアンスに関する職員の状況調査、個人情報に関する現行制度の検証とし、併せて起訴事案に関連性が認められる事案についても委員会で調査を行うこととした。
  - ・年内の最終報告と再発防止の取組策定を目指す。
  - ・コンプライアンスに関する職員の実態調査として実施するアンケートの内容確認

#### ②第2回委員会

日時 令和3年6月28日(月)

- 内容
- ・起訴事案の元市職員への聞き取りについて、日程を確認し、聴取者は委員長、委員1名、アドバイザーに決定
  - ・内容として起訴内容の事実確認及び地番図の入手方法、贈賄者との関係性等について聞き取りを行う。
  - ・起訴事案の関係職員に聞き取りを行う。
  - ・市ホームページへの委員会の掲載内容について確認

#### ③第3回委員会

日時 令和3年7月15日(木)

- 内容
- ・起訴事案の元市職員への聞き取り結果及び関係職員への聞き取り結果について確認
  - ・コンプライアンスに関する職員実態調査の結果を確認
  - ・職員不正事案の検証方針を確認

#### ④第4回委員会

日時 令和3年8月25日(水)

- 内容
- ・起訴事案の元会社員への聞き取り結果について確認
  - ・今後のスケジュールについて再確認

### ⑤第5回委員会

日 時 令和3年9月9日（木）

内 容 ・中間報告書について素案の構成、内容について協議

### ⑥第6回委員会

日 時 令和3年10月8日（金）

内 容 ・再発防止策検討方針を作成  
・再発防止策検討方針の内容として、これまでの調査等にて洗い出された問題点や課題の概要、再発防止策の項目等について確認

### ⑦第7回委員会

日 時 令和3年10月20日（水）

内 容 ・初公判の結果報告  
・基幹系システム運用状況に関する調査結果を確認  
・個人情報の管理状況及び各種申請等に伴う本人確認に関する調査結果を確認  
・再発防止策に係る個別具体策の内容について検討

### ⑧第8回委員会

日 時 令和3年11月16日（火）

内 容 ・最終報告書（素案）の内容について協議  
・再発防止策提言書（素案）の内容について協議

### ⑨第9回委員会

日 時 令和3年11月29日（月）

内 容 ・最終報告書の内容について確認  
・再発防止策提言書の内容について確認

### ⑩第10回委員会

日 時 令和3年12月13日（月）

内 容 ・最終報告書及び再発防止策提言書の内容について最終確認  
・報告及び提出方法について協議

## 2 起訴事案に関する調査

### (1) 事案の概要

元市職員は、市が管理する市内の土地の地番、所有者、地積、地目が表示された地番図（以下「地番図」という。）を元会社員へ複数回にわたって提供し、その謝礼として、平成30年7月17日から同年11月26日までの間、3回にわたり、旅行代金合計22万8,500円を支払わせたとして、収賄の疑いで令和3年5月31日逮捕、同年6月21日起訴された事案

### (2) 事案の経緯

令和 3年 5月 31日	当該職員が収賄容疑により逮捕 茨城県警による市役所の家宅捜査、関係書類を押収
令和 3年 6月 1日	当該職員から退職願が提出（取り扱い保留）
令和 3年 6月 21日	当該職員が起訴されたことを把握
令和 3年 6月 29日	当該職員に対する委員会の聞取りの中で起訴事実を認める。
令和 3年 6月 29日	当該職員を免職の懲戒処分
令和 3年10月18日	初公判
令和 3年12月 1日	判決

### (3) 委員会における調査総括

令和3年6月29日から同年9月3日にかけて、起訴事案の元市職員及び元会社員への聞取りを行い、併せて、元市職員から地番図印刷の依頼を受けた関係職員へ聞取りを行った。

#### ①元市職員と元会社員の関係

元市職員への聴取によれば、元会社員とは自分が合併前の建設課職員でいるころ、町の名士を通じていろいろな業者を紹介され、その中に元会社員がおり、飲み会や旅行など交際するようになったとのことである。

#### ②地番図交付の経緯について

元市職員への聴取によれば、地番図を提供し始めたのは、自身が産業経済部長時代である平成26年秋ころとのことである。元会社員から「買おうとしている農地や山林の土地の所有者の確認や対象地の面積について正しいかどうかを確認したい」といわれて、調べてあげたりしていたが、地番図の提供自体は「所有

者名が入っているものは渡せない」と最初は、拒んでいたとのことである。

しかし、元市職員が担当する案件として茨城空港の近隣にホテル誘致の話があった際、元会社員からも同様にホテル誘致の話が持ち込まれたことから、候補地の周辺状況を説明するために、地番図を見せたことが一つのきっかけとなったようである。

元市職員は、閲覧させること自体も本当は問題であるという認識があったが、元会社員に限らず、企業誘致に絡む話の場合は、実際には市職員以外にもこれを見せているという現状があり、そのあたりから徐々に、地番図が個人情報であるという感覚が麻痺してきていったと思われる。それ以降、元会社員から上述のとおり「自分の土地の周りの地番図が欲しい」という話が繰り返し出るようになり、本件贈収賄事件における地番図の交付に至った。

元市職員は元会社員とは、上記のとおり、昔から親しい関係であったことから、元会社員が住む地区の道路関係の書類作成の手助けなど、諸々の世話焼きをしてあげていた。元市職員としては、徐々に地番図の交付が個人情報の漏洩であるという認識も薄くなってしまっており、こうした行政としてのサービスの一環として親切心で行っていた面があり、それが結果として本事案に至った。

### ③地番図の庁内における取り扱い状況

元市職員や、その他市職員からの聴取によれば、市内への積極的な企業誘致という観点で、産業経済部や都市建設部は、率先していろいろなところへ営業活動することが求められている。特に、部課長級の幹部は、市民にも企業にも、人脈を通じてとにかく働きかけを行うことが求められ、関心を示す企業があったときには、候補地に関して様々な規制の有無や周辺の土地所有者に関する現況の説明の際、地番図を用いたりしていた。

地番図情報システムの運用状況については、地番図情報システムの管理・運用に関する当時の農政課職員及び同課課長への聴取結果によれば、大要は以下のとおりである。

- ・地番図情報システムは、税務課がベースとなる情報を管理しており、それを各課がそれぞれの目的に応じて付加情報（都市計画区域や農振農用地等）を載せて運用している。
- ・システムの起動方法は、全ての課でパスワード入力が必要となっていたが、常時起動されており、ほぼパスワード設定の意味をなしていない。
- ・他部署からの地番図の閲覧・印刷依頼に関しては、公用申請とされれば口頭でもこれに応じている部署があった。

#### ④本事業総括

元市職員は起訴内容を認めており、地番図を外部に出してはならないという認識があったにもかかわらず、元会社員から地番図提供の依頼を受け、これを提供していた。

一方、元会社員も起訴内容を認めており、本来地番図は受け取ることでできない情報であることを認識していたにもかかわらず依頼し取得していたことは両者の供述により明らかである。

よって、当事案について委員会の総括としては、個人情報の取り扱い及び本起訴事案に関する不正行為があったことを認める。

#### (4) 公判の内容について

公判：令和3年10月18日（月）

判決：令和3年12月 1日（水）

令和3年10月18日、水戸地方裁判所にて行われた公判における検察官による冒頭陳述の内容については、前述の検証等委員会において調査した元市職員と元会社員の関係及び地番図交付の経緯と相違なく、元市職員も内容について認め結審となり、同年12月1日、同裁判所にて懲役1年2月、執行猶予3年、追徴金22万8,500円の判決が言い渡され、控訴せずに確定した。

公判の結果から新たに明らかになる事案等はなかったことから、これまで当委員会にて実施した調査は十分であると判断する。

#### (5) アドバイザーによる検証

##### ①公務員と業者との交際について

時代が異なるとは言え、元市職員は若い時から業者との私的な交際を行っていたようであるが、公共事業を発注する側の公務員が、工事を受注する側の業者と私的な交際を深めることは公務員倫理の点からみて、問題があると言わざるを得ない。業者が公務員に近づいてくるのは、自らの利益になるからと考えるのが自然であり、そこに不正を生む下地が生まれやすいからである。百歩譲って当時は業者との交際を許容するような風潮があったとしても、厳正に公私の区別をつけることが求められるのは当然である。時代の経過とともに国内、県内で数多の汚職事件が摘発され公務員倫理の徹底がより求められる社会になっていったのであるから、そうした問題意識のもと業者との交際のあり方について従前のまま来るのではなく、これを見直すべきことも当然であったにもかかわらず、元市職



員は元会社員との交際について見直そうとはしておらず、前時代的な感覚のまま本件犯行に至っている。

このような感覚を持った者が市行政の最上位の部長職にあったことについては、歴代の小美玉市における公務員倫理に関する指導や研修が不十分であったと思わざるを得ず、大いに反省すべき点である。

## ②賄賂性の認識の乏しさについて

元市職員、元会社員とも本件贈収賄事件の起訴事実について認めており、元市職員が元会社員へ地番図を交付し、その見返りとして海外旅行の代金を元会社員が賄賂として負担したということになる。

もともと、元市職員は旅行代金を負担してもらったことの賄賂性についての認識は認めつつも、聞き取りの際には賄賂を強く意識して便宜を図ったというよりは、元会社員との長年にわたる個人的な付き合いによる「親切心」による便宜供与であったとの発言があった。

業者をはじめとする関係者からの「働きかけ」については、その関係者が身近な存在であるか否かによって、安易に応じてしまう危険性にかかわってくるものであり、「働きかけ」が違法ないし不当な要求であるか否かの判断を鈍らせる大きな要因になっていると考えられる。

関係者との「近さ」は、明確な賄賂は当然のことながら、飲食や旅行などの接待や、社会的な儀礼の範囲との境界があいまいになってくる贈答、香典祝儀等の付き合いなどによっても、生じてくる。さらに私的な交際でなくとも仕事を通じて深い交流が生まれれば、上記のような金品等のやり取りがなくとも、何らかの「働きかけ」に対する応答（便宜供与）の理由になりかねないことに留意すべきである。

元市職員が元会社員との間で、旅行代金の負担という度を越えた接待を受け、そのことに対する問題意識を感じていなかったという点は、市の幹部職員として大いに非難されるべきである。しかしながら、地方都市においては大都市と異なり、コミュニティが限定的であるため、市職員と業者等の住んでいる地域が同じであったり、通っていた学校が同じであったり、そうしたコミュニティ内における私的な交際が存在していることも多い。これは程度の差こそあれ、様々な利益供与等を背景とした「働きかけ」が身近に存在していることにつながるものであり、業者をはじめとする様々な利害関係者（議員、一般市民も含む）が、当人は違法な働きかけという意識が薄いまま、「ちょっと頼むよ」という程度の軽い気持ちで、声をかけてきやすい環境であるとも言える。

こうした状況について改めて全職員が認識することが重要であり、利害関係者の「働きかけ」から自身を遠ざけるためにも、公務員倫理遵守を徹底することが求められる。

### ③個人情報保護に対する規範意識の乏しさについて

本件贈収賄事件において元市職員が提供した地番図については、そこに土地所有者の名前という個人情報に記載されており、地番図の交付がすなわち個人情報の漏洩に繋がっている。しかしながら、元市職員は犯行時、この点に関する規範意識が乏しく、その点も本件贈収賄事件に繋がったと考えられる。

地番図は、もともと税務課が作成したものに各課がそれぞれの課で所有するデータを付加して内部資料として利用しているものであるが、事件の舞台となった農政課職員への聞き取りにおいても、地番図を取り扱う端末が常時ログインされていたり、他課職員からの閲覧や出力の依頼に対しても、使用目的を確認していなかったりといった状況が報告された。これは、個人情報を取り扱う部署として、ずさんな管理体制であったと言わざるを得ない。さらに同課の当時の課長も、システム管理者という立場であったにも関わらず、安易に他課職員からの要望に応じていた実態を認識しつつ、問題意識は有していなかった。これは、システム管理者の職責を果たしていたとは到底評価しがたく、歴代の課長から引継ぎ等も一切なかったということからは、こうした風潮が常態化していたものと考えられる。また、地番図データを取り扱う他の課への運用状況の聴取において、このような個人情報保護に対する規範意識の乏しさは、程度の差こそあれ、ほとんどの課で認められた。

今回流出した地番図に記載された情報は、土地の所有者名、地目及び地積であり、これについては、不動産登記情報や公図を取得することで一般でも入手可能なものであるため、本件はいわゆる実害といったものの発生はあまり想定できない事案ともいえる。そうであるからこそ元市職員が安易に流出させる事態につながったとも考えられるが、それでも個人情報の流出であり違法行為であることに変わりはない。

また、聴取の過程で、市内への企業誘致交渉に際しては、様々な情報提供が職員から候補先企業に対して行われるとの実情にも接した。当該行為が違法であるか否かの検証は、本委員会の目的を超えるものの、上記②で述べた関係者との「近さ」や「働きかけ」の相関関係とも相まって、少なくとも潜在的な危険を孕んでいると感じられた。

市は、今回問題となった地番図以外にも莫大な市民の個人情報を保有している

ことを改めて認識し、この事件を機に、庁内であっても安易な情報のやり取りを行うことを戒め、小美玉市個人情報保護条例に基づいた情報の適正管理を徹底することが求められる。

#### ④「上からの指示」への盲目的な対応について

元市職員は、市の最高幹部である部長級管理職であり、その部長級管理職からの指示であるが故に担当職員は疑いもなく、地番図の出力依頼に応じていたようである。しかし、職場の上司からの指示であるからといって、盲目的にそれに従っていたのでは、何らかの違法行為が行われようとする際に、これを制止することはできない。人は故意であれ過失であれ、間違いを犯すという前提のもとに、幾重にもチェックを重ねて不正が行われぬような制度・体制を構築することが、必要不可欠である。

また、関係職員への聴取の中で、元市職員の人柄につき「何人かいる部長級の中でも、上の人という感じ」「隣の課であったが、職員を強く叱責している場面を見ており、とても逆らえる雰囲気ではなかった」などといった声が聞かれた。叱責の場面についての状況を確認できていないため断定はできないが、権力関係を背景にしたパワーハラスメントともとれる言動が行われていたとすれば、この点も上司の違法行為を制止することの大きな妨げの一因になっていると言える。

職場内に違法、不適切な行為があると感じられたときに、すべての職員がこれを是正するための行動を起こせるよう、公益通報を受け付ける内部通報制度の充実とこれの職員への周知が必要である。また、パワーハラスメントについても同様に、職員が安心して相談できる体制の整備と周知を図るべきである。

### 3 関連事案に関する調査

#### (1) 事案の概要

委員会が設置されるのと前後して、元市職員と元社員が関与する森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届」という。）の偽造疑惑に関する情報が、関係者Aから市に寄せられた。関係者Aが訴えた事案の概要は下記のとおり。

関係者Aの母親が所有する山林（以下「本件土地」という。）について、元社員が関与する太陽光発電事業のために立木を伐採させてほしいとの打診があり、関係者Aがこれに同意した。しかし、元社員から伐採届に関する説明等を関係者Aは一切受けていないにも関わらず、関係者Aの母親名義で押印もなされた伐採届が市に提出された。

この伐採届の提出に伴い、固定資産税の課税地目が山林から雑種地へ変更されたことで、税額が大きく増額となった。

こうした状況を踏まえて、以下の3点について関係者Aから申し出があった。

- ・平成29年度固定資産課税明細書の価格（評価額）が前年度より高額になっている。
- ・固定資産評価における課税地目について、地目変更の際に地権者へ地目変更の確認及び連絡がない。
- ・平成28年度固定資産課税明細書における価格と平成29年度固定資産課税明細書の前年度課税標準額に相違がある。

#### (2) 伐採届に関する事案の経緯

平成28年	4月11日	市へ伐採届（届出人：当時の土地所有者である関係者Aの母親）が提出され、農政課にて受理 届出人宛て、伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書を送付
平成28年	12月	伐採届に伴い税務課職員による現地調査を行い立木の伐採を確認、固定資産課税台帳の課税地目を山林から雑種地に修正
平成28年	12月	関係者Aの母親逝去
平成29年	1月1日	賦課期日時点 課税地目：雑種地
平成29年	4月	平成29年度固定資産税納税通知書送付
平成29年	10月6日	平成29年度固定資産評価額証明書を発行

平成29年10月10日	関係者Aが小美玉市役所 税務課に来庁し、税額について確認
平成29年10月11日	税務課職員が関係者A宅を訪問し、苗木の植林により、課税地目を山林に戻す方針を伝えた。併せて、税務課職員が関係者A同伴のもと現地調査を行った。
平成29年10月13日	税務課職員が関係者A同伴のもと現地調査し、苗木が植林されたことを確認、固定資産課税台帳の課税地目を雑種地から山林に修正。加えて山林として平成29年度固定資産評価額証明書を発行
平成29年11月	本件土地の相続により関係者Aに所有権移転
令和3年6月1日	関係者Aより平成28年度に提出された伐採届の情報公開請求
令和3年6月16日	伐採届の写しを開示 関係者Aから伐採届の真偽などについて事実関係を確認したい旨の申し出
令和3年6月17日	関係者A宅を産業経済部長、農政課長が訪問し、前日の申し出に対する回答

### (3) 委員会における調査総括

令和3年6月29日から同年9月3日にかけて、起訴事案の元市職員及び元会社員への聞き取りを行い、併せて、伐採届に関する申し出のあった関係者A並びに元市職員から伐採届の雛形作成の依頼を受けた関係職員、課税地目の変更を行った税務課職員（当時）へ聞き取りを行うとともに、関係法令の調査及び関係機関への確認を行った。

#### ①伐採に関する合意

平成28年、元会社員が所有する土地に、自らの事業のため太陽光パネルを設置するに当たり、関係者Aに対して、「太陽光発電の効率を上げるため貴土地に存する立木を伐採させてほしい」旨の依頼があり、委員会の聴取においても関係者Aは口頭でこれを承諾したことを認めている。また、それ以外にも両者には本件土地内に進入路を設置すること等に関する合意があったことも、伺われた。

## ②法令の定め

土地に存する立木の伐採に当たっては土地所有者を届出人として、森林法第10条の8に基づき、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市に提出する義務がある（P23 添付2参照）。市としては、立木の伐採予定について相談を受ければ、伐採届の提出を求めるという立場になる。

## ③書類作成の経緯及び元市職員の関与

元会社員は、この件に関して「民民の話に関することもあり、詳細に公表されることは望まない」との前提で、委員会へ供述している部分があるため、具体的な供述内容は明らかにできないものの、「元市職員に当該伐採届の雛形作成は依頼したが、届出人の印鑑を押して提出してもらうことまでは依頼していない」との点は明言している。元市職員も、自身による押印は強く否定し、雛形の作成を部下に命じたことは認めたものの、立木の伐採に際して森林法により義務付けられている伐採届の雛形の作成を依頼されたために、これを市民サービスの一つとして実施したに過ぎないと述べた。

また、伐採届には、市役所以外で取得したと認められる登記情報や地図等も添付されており、これを元市職員が用意したとは考えにくい。また、庁内に存在していた印影との照合によっても、同一のものは発見に至っていない。以上の事実を総合し、特に元会社員が元市職員による虚偽文書作成を否定していることからすれば、少なくとも元市職員による届出人名義の印鑑の冒用による有印私文書偽造・同行使の事実は認められない。

## ④伐採届の提出について

農政課担当職員は、当時これを確認しておらず、元市職員も元会社員も当初は記憶がないとしていた。その後、元市職員への確認を重ねる中で、伐採届を元会社員から受け取ったのは自分しかいないと思うので、状況から考えて担当者の机の上に押印済みの伐採届を置いたのは自分なのだろうと思うとの供述があったが、元市職員も元会社員も「書類作成には太陽光事業者も関与していた」と供述しており、提出者について完全にこれを確定することは難しい。

## ⑤伐採届に関する事案の捜査機関への情報提供

本事案に関する違法性・犯罪性等の確認を行う趣旨で、委員会において調査した結果等の情報を捜査機関へ提供した。捜査機関からは、委員会からの情報提供に加え、関係者Aからの本事案に関する相談があれば、これらを総合的に

考慮しながら、違法性・犯罪性等の有無について法令に照らし対応を検討する旨の回答を得ている。

#### ⑥課税地目の変更について

伐採届の提出を受けて、税務課で本件土地の現況調査を行い、課税地目の変更を行っている。

また、茨城県市町村課に確認したところ、事前に所有者に課税地目変更した旨を知らせることなく、納税通知書を送付してよいという回答を得ている。なお、近隣の自治体に取り扱いを確認したところ、課税地目変更に関する事前の通知は行っていないとの回答であった。

#### ⑦平成29年度の課税が高額になった理由について

当該土地の固定資産評価については、平成28年度は山林で評価していたが、伐採届の提出を受け、現地調査を行い伐採の事実を確認するとともに、伐採届の伐採後の用途として資材置場とあることから、課税地目を雑種地と認定し、平成29年度の課税としている。

#### ⑧課税明細書の前年度課税標準額の表記について

商業地等の宅地ということで、前年度の課税標準額を用いて税負担を据え置きするか否か判断をしなければならず、前年の課税標準額が求められてくる。

前年度課税標準額は、平成28年度は山林だが、仮に宅地に準ずる雑種地だった場合の金額を算出し、それと平成29年度の課税標準額を比べ、計算をするために必要な金額となっている。

#### ⑨本事業総括

伐採届の受理に際して、本人確認を怠った点については問題であると考えますが、その他の点については、市職員による事務処理に不備、不正はないものと判断する。

また、固定資産税については、課税地目の変更及び固定資産評価額の高額変更の事務処理においては、いずれも不備、不正は無いものと判断するが、固定資産課税明細書の記載については、わかりにくい内容であるため改善が必要と考える。

#### **(4) アドバイザーによる検証**

##### **①調査対象について**

委員会は、元市職員が逮捕・起訴されたことを受けて職員の不正事案についての調査を行うことを目的に設置されたものであり、職員の不正に関する疑惑であれば、起訴案件だけに限定せず、可能な限りの調査を尽くすべきと考える。関係者Aからの申出は、元市職員による私文書偽造または有印私文書偽造に関する疑惑であり、当該事実の有無について調査を行うことは適切である。

##### **②元市職員及び市職員による不正行為の有無について**

委員会による認定のとおり、元市職員は元会社員からの要請に基づいて伐採届の雛形を作成したことは認められるが、その行為は、前記起訴事案における検証でも指摘した両者の近さからくる「親切心」によるものであると考えられる。ただし元市職員は、他の市民からの要望であっても同様の対応を取ったかといえ、率直に言って疑問である。本件が違法ではないとしても、人によってその対応に差が出ているのであれば公平ではなく、問題である。どこまでを市民へのサービスとして行うか、その在り方についても検討されたい。

一方で、委員会の事実認定に記載の理由のとおり、少なくとも元市職員が本件土地所有者名義の偽造文書を作成したものとは認められない。なお雛形の作成段階でも、届出人の名前が記載されていることが認められ、これ自体は他人名義の文書の作成ではあるものの、私文書偽造罪の構成要件としては「行使の目的で」あることが必要である。この点について、元市職員及び元市職員の指示を受けた担当職員の主観は、あくまでも届出人の便宜のために雛形を作成したに過ぎないのであって、虚偽文書を内容真実な文書として使用する故意を欠いていることから、同罪は成立しない。

よって、元市職員に違法行為があったとは言えないであろう。

##### **③本件における問題点・改善点**

###### **(本人確認の不徹底)**

農政課職員への聴取によれば、当時、伐採届提出の際の事務手続きについては、本人確認を口頭で行い、本人でない場合は委任状の添付を求めていたが、免許証等の本人確認ができる物の提出を求めるルールにはなっていなかったとのことである。また、当該伐採届の受理の経過については、元市職員が元会社員より預かって、担当者の机に置いた可能性を認めるものの、はっきりとした



記憶までではない。農政課職員も、誰によって伐採届が提出されたか不明とのことであった。

伐採届の受理に際し、本人確認を義務付ける法令は見当たらないと思われるものの、間接的であるにせよ固定資産税評価の変更につながる可能性がある伐採届の提出であるのだから、本人確認については徹底されるべきであった。今後は、この点についてのルールを統一化し、遵守していくことが必要である。

#### **(課税明細書の記載について)**

関係者Aの指摘のとおり、極めてわかりにくい記載となっており、改善が求められる。

#### **④伐採届の提出と課税地目の変更の関係について**

立木の伐採自体は本件土地管理者である関係者Aも容認している。伐採をする以上、いずれにせよ森林法に基づく伐採届は提出義務があるのであって、市としては提出された伐採届の提出により、現況確認を行うことは通常の流れと評価できる。なお伐採届自体は、申請による応答が予定されているような性質ではなく、あくまでも一方的な届出に過ぎない。税務課による課税地目変更の要否に関する現況確認は、伐採届の提出から付随的・反射的に行われる別の事務であって、適正な現況確認がなされている限りにおいて、税法上問題であるとは認められない。また、課税地目変更に問題がないのであれば、それにともなって固定資産税が高くなったことについても、問題とは言えない。

#### **⑤伐採届の押印者の特定について**

委員会の目的は、あくまでも市職員による不正事案の調査検証と再発防止の検討であり、文書偽造の疑いのある関連事案についても、元市職員ほか市職員の違法行為関与の有無の判断に、重点が置かれるべきである。

関連事案においては、元市職員を含め市職員の不正行為は認められなかったと判断できるものの、最終的に伐採届に押印した人物の特定までには至らなかった。しかし、上記のとおり、本委員会の目的はあくまでも不正事案の調査検証と再発防止の検討であり、本委員会は、強制力を持った捜査機関でもない以上、真実の解明にも限界があるし、これ以上の調査は必須ではないと思料する。しかしながら、その後の課税事務とも関連するため、以下のとおり付言する。

伐採届の押印者について特定ができなかった理由としては、元会社員と関係者Aとの間で供述内容が食い違っていたり、関係者Aの供述内容も後から事実

と異なる部分が明らかになったりしたことが挙げられる。また、本件伐採届作成においては、元市職員、元会社員、関係者Aのほかに太陽光事業者が関与していることが伺われ、調査に限界があった。

関係者Aの供述が事実と異なった点は、積極的な虚偽の申告ではなく単なる記憶違いの可能性が高いと考えるが、このような事情からすると関係者Aの供述のみによって、市職員に何らかの不正行為があったと断定することはできない。

そもそもこの件については、関係者Aによる立木の伐採の同意から本件土地の課税地目変更後に関係者Aが市に苦情を申し入れた後までの間、元会社員と関係者Aとの間で書類の交付を含めたさまざまなやり取りがなされていることが認められるのであり、そこに市職員は関与していない。そうすると本件は、あくまでも市民の問題として解決すべき性質のものとして判断される。

結局上記のような経過からすれば、伐採届について、これが偽造文書であると断定することは現時点で不可能であるし、繰り返しとなるが関係者Aは木の伐採については同意していたのであるから、むしろ、提出された伐採届を前提に市の課税事務が行われるべきものといえる。

一方、伐採届が偽造文書であるとして刑事事件として立件されたり、刑事事件として立件されないまでも、元会社員が偽造文書であることを認めたりした場合には、それに伴い、伐採届の記載内容や本件土地の現況確認時の状況についても再度検証し、問題があった場合には適正に対処することが必要である。

## 4 既に実施した再発防止に向けた取り組み

### (1) 綱紀肅正及び法令遵守徹底の市長訓示

#### ①日 時 令和3年6月1日（臨時庁議）

法令遵守・綱紀肅正等の確保を図るため以下の事項の徹底について訓示

- ・『全体の奉仕者』としての本分を自覚し、服務規程を忠実に守ること。
- ・常に公私の別を明らかにし、職務上利害関係のある業者等との接触にあつては、市民の疑惑や誤解を招くような行為は厳に慎むこと。
- ・市が保有する個人情報について、市民等のプライバシーをはじめとする基本的人権の擁護のため適切に対応すること。
- ・各所管にて、条例・規則の徹底について緊急的に点検を指示

（関係法令） 小美玉市職員服務規程

小美玉市職員倫理規程

小美玉市個人情報保護条例

#### ②日 時 令和3年6月22日（臨時庁議）

法令遵守・綱紀肅正等の徹底に努め、市政の信頼回復に向け、全力で取り組むよう改めて強く訓示

### (2) コンプライアンスに関する職員実態調査の実施

#### ①期 間 令和3年6月25日（金）～7月2日（金）

職員実態調査の内容・結果については、資料2-2「職員実態調査集計結果」を参照

#### ②委員会における調査総括

不当な要求を受けたことがあるとの回答が全体の12%となっており、また、利害関係者との「つきあい」があるとの回答が全体の5%という結果であり、「不当な要求」、「つきあい」が潜在的に行われていることが把握できた。

コンプライアンスに関する意識について、自身の行いが出来ているとの回答が97%に対し、課として出来ているとの回答が82%と15%下がることから、自分に対する認識と周囲に対する認識に差が生じている結果となった。

更に、自身の行動などのいわゆるソフト面に比べ、情報の保管方法や保管場所などのハード面の整備が出来ていないと回答する割合が高い。

また、コンプライアンス上の問題を発生させないために有効なものとして、「高い倫理観」や「公私の区別」、「チェック体制の強化」、「コミュニケーション

ン」などが挙げられており、研修やサービス管理者制度などの対策が必要である。

内部通報制度については、利用しないとの回答が過半数を超える結果となっており、制度の認識不足や通報したことにより不利益を受ける懸念が主な理由となっている。このことから、外部通報窓口の設置など、実効性のある通報制度の構築が必要である。

### ③アドバイザーによる検証

率直な感想として、これほど多くの市職員が利害関係者から不当な要求を受けている実態について驚きを感じ、大変憂慮すべき状況であると考えている。また、不当な要求に対して応じたことがあるという回答も18件に上っており、重大な問題であると考えている。本件起訴事案は個人情報・行政情報の提供に関する不正であったが、不当な要求の多くが工事や入札・契約に関するものである点も明らかになり、これは入札談合等に関する不正事件発生の素地が小美玉市においても存在していることを、如実に示している。さらにいえば、不当な要求に対して応じたという回答も多数あり、すでに何らかの不正が行われた可能性すらあると言えるだろう。

もっとも、不当な要求に対して応じてしまう理由は「相手の意向を無視すると今後の業務が円滑に進まなくなる恐れがあったから」が最も多く、必ずしも本件起訴事案のように、職員と利害関係者との交際が背景にあるわけではないようである。

ここで、アンケートの自由記述欄を併せて読むと、一部の市議会議員や職員（上司）、元職員が不当な要求をしてくることに苦慮する意見が多い。「自身が法令を遵守しようとしても管理職が不当な要求を指示するので逆らえない」との記載も目に付いた。そうすると、これら不当な要求は、業者（19件）もさることながら、市議会議員（14件）、職員または元職員（15件）からも相当数がなされていると考えられる。

市議会議員は市民の代表者として、市政へ要望したりや意見を述べたりすることは当然の職務であるが、主にこれらは市議会本会議の一般質問や委員会での発言として行うことが原則である。また、市議会には地方自治法第100条が規定する調査権等は認められるが、議員個人が工事や入札・契約の情報は言うに及ばず個人情報や行政情報等を特権的に入手できる権利を有しているわけではない。報道等によれば、一部の地方自治体では市議会議員による職員への不当要求やパワハラが問題となっているが、小美玉市議会においてはこのような問題が生じないように、各議員が職員との接し方を見直すことが望ましい。

また、自由記載によれば、職員または元職員からの不当要求については、その背景に業者や市議会議員が見え隠れしており、本来、率先してコンプライアンスを遵守し部下を指導すべき立場の管理職が、まったくその自覚を持っていないこともうかがわれる。執行部も含めた管理職は、業者や市議会議員からの不当要求に対して組織として毅然とした態度をとるという姿勢を示さなければ、部下から信頼されることもないし、全体として違法行為を許さないという風潮を浸透させることもできない。

なお、起訴事案の検証においても記載したが、不当な要求に対して、これを一職員のコンプライアンス意識だけを拠り所にして防ぐということは、あまりに心もとなく脆弱な体制であると言わざるを得ない。さまざまな利害関係者からの不当な要求というのは常にあることを前提として、制度として不正が発生しないよう二重三重の制度を構築すべきである。本件起訴事案で問題となった個人情報の取り扱いはもちろんのこと、本アンケートで明らかになった工事発注や入札関連の制度についても、一職員の手心で不正が行えないような制度構築を早急に行うべきと考える。

### **(3) 地番図情報システムの管理・運用に関する調査**

#### **①期 間 令和3年7月16日(金)～7月20日(火)**

地番図情報システムを管理している税務課及び当システムのデータを借り受け、所管業務用に運用している農政課、小川総合支所、玉里総合支所、地籍調査課、防災管理課、都市整備課、下水道課、水道課、農業委員会への現在の管理・運用方法に関する調査を実施

#### **②調査結果**

- ・地番図情報システムの使用者の範囲については、10課中9課が課内職員のみ操作可能としており、残り1課では係内職員のみ操作可能としている。
- ・システムの起動方法については、全ての課でパスワードの入力が必要となっている。しかし、実際の運用は半数以上の課で業務開始時にパスワードを入力し、常時起動させたままの状態となっている。
- ・他部署からの地番図の閲覧・印刷依頼時の対応については、閲覧簿への記載や公用申請書の提出を定めている課があるものの、一部には口頭依頼にて対応している課も存在していた。

#### **③地番図システムの暫定的な対応**

調査結果に基づき、今後、委員会にてハード面でのセキュリティ強化に向け

た提言、ソフト面での運用方法における統一ルールの設定等の検討を行うが、これらが整備されるまでの暫定的な対応として、以下のルールのもと運用を行うよう委員会より関係課へ7月30日に指示した。

(システム使用者の範囲)

- ・システム使用者の範囲は課内職員のみ、ただし、現状で係内職員としている部署は現状のままとする。

(システムの立ち上げ、ログアウトについて)

- ・システム使用時のログイン、操作終了後のログアウトを徹底し、常時ログイン状態にしない。

(他部署からの閲覧・印刷依頼時の対応)

- ・閲覧の場合は閲覧簿に日付・課名・氏名・使用目的等を記載し、システム所管課長またはシステム担当者が確認印を押印する。
- ・印刷の場合は公用申請書を提出する。

(他部署職員のシステム操作について)

- ・閲覧の場合は閲覧簿に記載のうえ、システムの操作は「システム使用者の範囲」で定められた職員が行う。
- ・印刷の場合は申請書を提出のうえ、システムの操作は「システム使用者の範囲」で定められた職員が行う。

#### **(4) コンプライアンス研修の実施**

「地域社会の一員であることを自覚し、市民の視点で考え、不正を許さない高い倫理観と責任感、全体の奉仕者である公務員としての誇りを持って仕事に取り組む職員」を目指し、公務員倫理の向上を目的としたコンプライアンス研修を実施する。

日 程：令和3年9月22日（水）～10月21日（木）

対 象 者：一般行政職、消防職、再任用職

研修方法：Eラーニングにて実施

研修内容：コンプライアンスの必要性、コンプライアンス違反の要因、  
公務員の遵守事項、利害関係者との禁止事項、事例研究

#### **(5) 基幹系システムの運用状況に関する調査**

##### **①期 間 令和3年10月8日（金）～10月15日（金）**

住民基本台帳や固定資産台帳等の個人情報に係る基幹系システムを利用して  
いる25課を対象に、現在の管理・運用方法に関する調査を実施

対象課：総務課、人事課、税務課、収納課、市民課、環境課、小川総合支所、玉里総合支所、医療保険課、健康増進課、社会福祉課、介護福祉課、福祉事務所小川支所、福祉事務所美野里支所、地籍調査課、建設課、都市整備課、管理課、下水道課、会計課、防災管理課、水道課、農業委員会事務局、教育指導課、子ども課

## ②調査結果

- ・システム操作関係のマニュアルは作成している部署もあるが、運用に関するマニュアル、ルールについては策定されていない。
- ・個人ごとにパスワードが配布されている状況であるが、実際には業務開始時にパスワードを入力し、業務終了時までログインのままの状態となっている。
- ・他部署からの閲覧や印刷依頼の際、口頭での対応などルールが定まっていない部署が一部見受けられる。

## ③今後の対応

調査結果により明らかになった課題の解決策について、再発防止策の提言においてセキュリティ強化に向けた個別具体策を明記し再発防止の徹底を図る。

## (6) 個人情報の管理及び各種申請等伴う本人確認に関する調査

### ①期 間 令和3年10月8日(金)～10月15日(金)

各課で所有する個人情報について、データ及び冊子等紙ベース双方の管理方法及び各種申請等に伴う本人確認方法について全課を対象に調査を実施

## ②調査結果

- ・冊子等紙ベースの個人情報の保管方法については、施錠の無い場所での保管や鍵付きロッカー等を所有していない部署もある。
- ・申請書等受理時の本人確認の方法として、免許証等での本人確認を行っている課がほとんどであるが、一部本人確認未実施の部署も見受けられる。

## ③今後の対応

調査結果により明らかになった課題の解決策について、再発防止策の提言においてセキュリティ強化に向けた個別具体策を明記し再発防止の徹底を図る。

## 5 不正事案の検証結果及び各種調査結果に基づく問題点及び課題

### (1) 起訴事案に関する問題点と課題

#### ① 公務員倫理遵守（コンプライアンス）の不徹底

当事案については、元市職員が利害関係者である元会社員と私的な交際を行っていたこと及び、元市職員が元会社員へ地番図を提供した謝礼として元会社員が賄賂として旅行代金を負担したという事実で、これは小美玉市職員倫理規程で定めている関係業者等との接触に当たっての禁止事項の『ア 接待を受けること。』及び『ウ 遊技（スポーツを含む。）、旅行をすること。』、『キ 金銭（祝儀等を含む。）、小切手、商品券等の贈与を受けること。』に抵触しており、公務員倫理の遵守が不徹底であった。

#### ② 個人情報のずさんな管理体制

当事案において元市職員が提供した地番図については、個人情報である土地所有者の名前が記載されており、これを提供したことが個人情報の漏洩に繋がっている。小美玉市個人情報保護条例第9条では、個人情報の利用及び提供の制限として第1項で『実施機関は、個人情報を当該個人情報取扱事務の目的以外のために利用をしてはならない』とし、また、第2項で『実施機関は、個人情報を当該実施機関以外のものに提供をしてはならない。』と規定しており、条例違反が認められる。

また、個人情報保護条例第8条第3項『実施機関は、故意、過失、事故等により、個人情報の漏洩、滅失、き損等が生じないようにしなければならない。』と規定されているものの、個人情報を取扱うシステムの運用にあたっては、一部の部署で地番図を取扱う端末が常時ログインされていたり、他課職員からの閲覧や出力の依頼に対して使用目的を確認していないなどの状況が明らかになっており、個人情報に関する管理体制が脆弱である。

#### ③ 「上からの指示」への盲目的な対応

部長級管理職である元市職員からの地番図の出力依頼ということもあり、担当職員は個人情報と疑うことなく依頼に応じており、個人情報取り扱いの認識の希薄さ、また、当該事案を相談できる環境が不明確であった。

一方、コンプライアンスに関する職員実態調査では内部通報窓口に通報または相談しない理由の約4割が通報窓口への不信感が理由であることも課題である。



## **(2) 関連事案に関する問題点と課題**

### **①本人確認の不徹底**

当伐採届の受理の経過については、元市職員が元会社員より預かり担当者の机に置いた可能性を認めているものの、はっきりとした記憶は無く、当時担当であった農政課職員も誰によって伐採届が提出されたか不明とのことであり、届出受理時の本人確認を怠った点は問題である。

### **②固定資産課税明細書の記載内容のわかりにくさ**

関係者Aから固定資産課税明細書の記載に関する申し出があったとおり、固定資産課税明細書の記載については、極めてわかりにくい内容となっている。

## **(3) 起訴事案及び関連事案以外に関する問題点と課題**

### **①工事発注や入札に関する不当要求**

コンプライアンスに関する職員実態調査の結果では、利害関係者からの不当な要求の内容として入札・契約に関するものや工事発注・執行に関するものが挙げられている。

## 6 不正事案再発防止に向けた取り組みについて

不正事案検証等委員会として、検証結果及び各種調査結果により洗い出された問題点及び課題について改善を図り、このような不正事案を二度と起こさないよう、職員一人ひとりが不正の根絶に向けて取り組む施策として、再発防止策を設定する。

再発防止については、

- ・組織として安全管理を徹底するためにコンプライアンスや個人情報に関する条例及びマニュアル、ルールを定める『組織的再発防止策』
- ・職員個人のコンプライアンスや個人情報に関する教育及び実効性のある制度構築を図る『人的再発防止策』
- ・個人情報に関するデータ管理や保存PCの紛失や盗難防止に関する『物理的再発防止策』
- ・個人情報を取り扱う情報システムへのアクセス制御等に関する『技術的再発防止策』

以上の4つの分野において、個別具体策を提言書にまとめる。

### (1) 組織的再発防止策

- ・特別職政治倫理条例の制定
- ・職員倫理条例の制定
- ・コンプライアンスマニュアルの策定
- ・内部通報制度の周知徹底及び外部通報窓口設置の検討
- ・個人情報保護に関する例規・マニュアルの見直し
- ・書類受理時の本人確認に関する統一ルールの策定
- ・行政手続条例に基づく標準処理期間の点検
- ・入札関連制度の検証と必要に応じた見直し
- ・不当要求行為等対策要綱の見直し

### (2) 人的再発防止策

- ・職員研修の定期的な実施と未受講者への対応策の検討
- ・継続的な実態調査の実施
- ・実効性のあるサービス管理者（コンプライアンスリーダー等）制度の構築

### **(3) 物理的再発防止策**

- ・ 全庁的な個人情報の管理方法の統一
- ・ 個人情報の保存媒体の盗難防止策の実施

### **(4) 技術的再発防止策**

- ・ 個人情報を取り扱うシステムの生体認証機能の導入
- ・ 個人情報を取り扱うシステムの統一的な運用方法の策定

## 7 アドバイザーによる職員不正事案における総括

### (1) 「情報」に対する意識を高く持つべきである

起訴事案は地番図の提供すなわち個人情報の漏えいという不祥事であるが、調査においては、そもそも何が個人情報にあたるのかという基本的な部分についても、市職員全体の意識の低さが垣間見えた。例えば、住所や家族構成、固定資産税等の税情報という典型的な個人情報については保護の対象であるという認識を有していたとしても、市が取り扱う膨大な市民に関する情報の中には、本件地番図のように一見して保護対象となるのか判然としない情報もあると思われる。本件を機に、個人情報の定義を再度確認してもらいたい。

また、庁内において安易に情報の流用がなされている懸念があることも、調査により明らかになった。個人情報は原則として目的外使用が禁じられているのであり、「公務に使うから」との理由だけで安易に所管部署外の職員からの照会に応じることは、許されない。

ところで本件地番図では、土地の公図や所有者という法務局で確認すれば分かる情報が記載されていたに過ぎないとも見えるのであるが、だからといって、正規の手続きを経ずに情報を取得することはできない。このことは、市職員が市民等からさまざまな問い合わせを受けた際に、本来は情報公開請求の手続きを経て開示すべき情報であるにもかかわらず、安易に「これくらいなら問題ないだろう」「どうせ公開されるから」等の理由で公開してしまうことと、類似の状況と認識すべきである。これは、個人情報に限らず、市政に関する情報一般について言えることであるが、情報公開請求制度が設けられているのは、行政側が開示しても差し支えないか否かを慎重に検討する機会を与えるためという側面がある。安易に公開してしまった後で、重大な個人情報が含まれていることに気付いたとしても、もはや手遅れである。

したがって業者のみならず、市民（特に友人、知人）、議員等からの要求であったとしても安易にこれに応じず、あくまでも法令に従った対応をするという公務員としての基本的姿勢を忘れてはならない。

### (2) 職員の倫理に頼るのではなく不正を起こせない制度構築を

我が国全体でも茨城県においても、過去、公務員が関与する汚職事件というものは何度も繰り返されており、昔から続く悪しき習慣や文化は、それがいかにも違法なものとしていわれていても、容易に変えることはできないことを表してい

る。したがって、職員の倫理意識だけに頼って再発防止を図ることは不可能とすべきであり、違法行為を行おうとしても行えないようなシステムや制度を構築することが、何より不可欠である。

本件起訴事案に関していえば情報管理ということになるのであるが、これは庁内のパソコンやネットワークへのアクセスに関するハード面の対策が取り得ると思われる。

一方、上司からの指示であるが故に盲目的に従ったことや、あるいは職員アンケートにもあった「不当要求との認識があったが管理職からの指示で断れなかった」というケースへの対応については、通常の部課長といったラインによる是正だけでは十分とは言えないことから、独立した公益通報相談窓口の体制充実が有効であろう。そして、通報が実行性のあるものとなるよう、外部窓口も含めて検討すべきと考える。このような窓口の存在は、違法な働きかけを行おうとする者に対する抑止力ともなる。

最後に、起訴事案は汚職事件の典型ともいえる公共事業をめぐる贈収賄ではなかったが、全職員を対象としたアンケートでは、入札を巡って不当要求を受けたという回答が想像を超える数寄せられた。このことについて、市は深刻に受け止めるべきである。入札に関する不正を防止する制度としては、言うまでもなく随意契約や指名競争入札から一般競争入札への切替が、もっとも有効である。

そもそも、地方公共団体における契約は、その経費が住民の税金で賄われること等にかんがみ、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から一般競争入札を原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置付けているのであって、地域経済への影響を過度に考慮することは許されないと解されている（最高裁平成18年10月26日判決・判例時報1953号122頁）。その観点から言えば、一般競争入札としつつも過度に条件を付することは避けるべきと言えるし、工事の発注規模や工法の指定等についても経済的合理性を無視した設定ができないよう、あらかじめ一定のルールを設けて、可能な限り発注者の恣意を排除する仕組みを構築すべきと考える。

## おわりに

このたびの元市職員による不正事案の背景として、元市職員と業者との間に私的な交際があり、この業者からの「働きかけ」に対する問題意識の希薄さなど、公務員倫理の遵守という基本的な認識が不徹底であったことが挙げられる。

また、元市職員が個人情報である土地所有者の名前が記載されている地番図を外部の第三者に提供したことの要因としては、個人情報に対する規範意識の乏しさが見られ、当該元市職員の倫理意識の欠如と相まって、個人の資質に問題があったことは間違いない。しかし、検証等委員会による調査の結果では、単に個人の資質の問題によるものだけではなく、職員倫理、個人情報の取り扱い、不当要求への対応など不正発生の要因につながる組織的な問題が多数存在することが明らかになった。

我々小美玉市職員は、今回の不正事案を契機として、全ての職員が公務員倫理を遵守する意識をこれまで以上に高く持つとともに、より実効性の高い再発防止策に取り組むことで、二度と不正事案を起こさない組織づくりを推進し、市政に対する市民の信頼を一日も早く回復できるよう努めなければならない。今回の検証を踏まえ、その第一歩として、市が取り組むべき課題をまとめた職員不正事案に関する再発防止策提言書を取りまとめることとする。

## 小美玉市職員不正事案検証等委員会設置規則

### (設置)

第1条 市長は、小美玉市職員定数条例（平成18年小美玉市条例第27号）第1条の規定による一般職の職員，小美玉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年小美玉市条例第38号）第2条の規定による一般職の任期付職員，小美玉市職員の再任用に関する条例（平成18年小美玉市条例第30号）及び小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小美玉市条例第39号）第2条の規定による会計年度任用職員が社会的に重大な影響を及ぼし市の信用を失墜する不正事案（以下「不正事案」という。）を生じさせた場合において，原因の究明及び現行制度の検証並びに再発防止策の検討（以下「検証等」という。）を行うため，小美玉市職員不正事案検証等委員会（以下「委員会」という。）を必要に応じて設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 前条の規定による不正事案の原因の究明及び現行制度の検証に関すること。
- (2) 前条の規定による不正事案に係る再発防止取組方針の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には，副市長をもって充て，副委員長には，総務部長をもって充てる。

3 委員は，政策監のほか不正事案に係る部課長等の中から市長が指名する者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

### (アドバイザー)

第5条 市長は，第2条各号に規定する所掌事務を公正かつ適切に進めるために，委員会にアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは，市の行政執行等に関し識見を有し，かつ弁護士法（昭和24年

法律第 205 号) に定める弁護士資格を有する者とする。

3 アドバイザーは、委員会に出席し、所掌事務に関して助言等を行うことができる。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、職務命令として必要に応じて会議に委員及びアドバイザー以外の職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出（以下「出席等」という。）を求めることができる。

3 前項の規定により職務命令として出席等を求められた職員は、委員長の求めに対し誠実に対応しなければならない。

4 委員長は、前条に規定するアドバイザーの助言等を、不正事案の検証等のために最大限反映させるものとする。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(報告)

第 7 条 委員長は、会議での検証等の結果を取りまとめ、書面により市長に報告する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。



## 森林法（第10条の8抜粋）

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている私有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合
- 四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
- 五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
- 六 第八十八條第三項の規定に基づいて伐採する場合
- 七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
- 八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合

九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

十 除伐する場合

十一 その他農林水産省令で定める場合

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。